

# 伏見台校下町会連合会会則

## (名 称)

第1条 この会は、伏見台校下町会連合会と称し、事務所を伏見台公民館内におく。

## (目 的)

第2条 この会は、伏見台校下各町会の連絡調整並びに共栄と福祉の増進を図ることを目的とする。

## (事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 金沢市町会連合会との連携に関すること
- (2) 伏見台校下各種団体との連絡提携に関すること
- (3) 行政機関との連絡協力に関すること
- (4) その他、目的達成に必要と認められること

## (組 織)

第4条 この会は、伏見台校下の全町会をもって組織する。

## (役 員)

第5条 この会には、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

## (役員の仕事)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- (2) 会計は、この会の会計処理を担当する。
- (3) 監事は伏見台校下町会連合会の事業全般及び会計処理を監査し、その結果を総会に報告する。

## (役員を選出)

第7条 会長は、現在の役員で構成する選考委員会が、各町会長及び町会長経験者の中から候補者の選考にあたり、総会において選出する。副会長、会計、監事は、町会長または町会長経験者または有識者の中から会長が委嘱し、総会にて承認を得る。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げないものとする。但し、会長の任期は5期10年、副会長、会計、監事の任期は3期6年を限度とする。なお、欠員により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第9条 この会に相談役をおくことができる。相談役は、会長が役員会に諮って委嘱しその期間は、委嘱した会長の就任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会と役員会 定例会とし、会長が招集して開かれる。

- (1)総会は、全町会長をもって構成し、毎年4月に開催。役員選任、会則の改廃、事業計画、予算、決算、その他重要事項を審議決定する。また会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- (2)役員会は、役員をもって構成し、総会に提出する事業を審議する。
- (3)定例会は、月1回とし、全町会長(代理者含む)が出席して審議する。

(決議)

第11条 総会の議長は、出席者の中から選出する。議事は、出席構成員(委任状を含む)過半数以上の賛同で決定する、可否同数のときは議長が決する。

(経費及び会計年度)

第12条 この会の経費は、各町会の分担金、その他の収入による。会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(余剰金の処理)

第13条 毎事業年度の収支決算において余剰金が生じたときは、特別会計積立資金に充てるため別途積立とし、その額は総会において決定する。特別会計積立金については、自然災害による緊急支出もしくは予算計上の無い支出で会長が必要と認めるものとし、緊急の場合は役員会の承認、定例会での報告を要し、緊急を要しないものについては定例会の承認を要する。

(事務局及び事務担当者)

第14条 この会に事務局をおく。事務担当者は、会長が役員会の同意を得て任命する。事務担当者は会長の指示により、会務を処理する。

(表 彰)

第15条 継続して4年以上、町会長の職にあった者が、その職を離れたときは表彰するものとし、退任時の直近の総会において授与する。

(慶弔贈与)

第16条 町会長の職に在る者が、次のときに金品を贈る。

- (1) 本人が一ヶ月以上継続入院、療養中の時、見舞金1万円
- (2) 本人が死亡したとき、香典3万円と花輪1基
- (3) 配偶者が死亡したとき、香典1万円
- (4) その他、会長が必要と認めたとき

伏見台校下町会連合会会則(細則)

1. 各町会分担金(会則12条)

各町会分担金は世帯単価を2,000円とし、世帯数×2,000円の金額を年前後期に分けて徴収する。

2. 資源回収奨励金は年額700,000円(定額)を当会の運営費に繰り入れ、差引額(変動)を世帯按分し各町会に配分する。(平成29年度分奨励金より実施)

3. 当会会計処理において、出金する場合1万円以上5万円未満については会長の決済、5万円以上については役員会の決済を要するものとする。

(付 則)

- (1) この会則は、昭和52年4月1日より施行する。
- (2) この会則は、平成6年4月27日に一部改正する。
- (3) この会則の一部改正は、平成14年4月10日から施行する。
- (4) この会則の一部改正は、平成15年5月29日から施行する。
- (5) この会則の一部改正は、平成16年4月16日から施行する。
- (6) この会則の一部改正は、平成20年4月11日から施行する。
- (7) この会則の一部改正は、平成23年4月9日から施行する。
- (8) この会則の一部改正は、平成27年4月6日から施行する。
- (9) この会則の一部改正は、平成30年4月15日から施行する。
- (11) この会則の一部改正は、令和2年4月8日から施行する。